

令和 3 年 度

事 業 計 画 書

社 会 福 祉 法
人 ふ る さ と

社会福祉法人ふるさと 令和3年度事業計画書

1. はじめに

2019年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中へと拡散し、それまで当たり前だった日常の風景は一変した。特に高齢者施設においては、感染による重篤化のリスクが高く、ケアの場面において接触を避けられないことから、より厳重な感染対応体制をとらざるを得ない状況が長期間続いており、いまだに収束の目処はたっていない。そうした中、審議された3年に一度の介護報酬改定においても、これまでの4つの基本方針、1) 地域包括ケアシステムの推進、2) 自立支援・重度化防止の推進、3) 介護人材の確保・介護現場の革新、4) 制度の安定性・持続可能性の確保、に加え改めて感染症や近年被害が増大している災害への対応が強調された。

令和3年度介護報酬改定において感染症対策と並んで最も力点がおかれた分野のひとつは、科学的介護の実現である。本年度よりこれまで試行段階であった科学的介護データベース（通称「CHASE」）をリハビリ・データベース「VISIT」と統合し、新たに「LIFE」として本格運用する。自立支援に係る加算については、本データベースへ施設・事業所における利用者とケアの情報を提供することが必須要件となった。このことは、厚生労働省がこれまで難しいとされてきた介護のアウトカム評価に対し、全国から集まる膨大な情報を基にその評価指標を探り出すと同時に、科学的根拠に基づく自立支援型介護の実現に向け、大きく舵を切ったという重要なメッセージである。

併せて、「LIFE」に取り組むことで自法人が行っているサービスレベルを全国のデータを基に客観的に測り、自事業所のサービス向上につなげて欲しいという狙いもある（厚生労働省老健局真鍋老人保健課長談話より）。このことは、現在介護業界で最も深刻な人材不足に関して、介護職の専門性を高め、他者との差異化により自社ブランドを高めることにつながることから、人材確保という点からも重要な視点である。

今般改定のこうしたメッセージを読みとるか、そうでないかで事業者の2極化がさらに進むであろう。利用者目線で見れば、全国的な指標で評価が高い事業所と低い事業所のいずれを選ぶかは明白だからである。地域共生社会の実現にとって必要かつ選ばれる事業所となるため、次回改定までの3年間でどこまで科学的介護に裏付けされた自立支援介護を実践できるかが最重要課題である。

次項にて中期運営事業方針及び中期ビジョンに沿って主要な事業計画を示す。

2. 基本方針

○ 事業運営方針（2017 年－2021 年）

事業経営方針最終年度となる本年度は、次期 5 年間の方針策定を行う。

1. 社会への使命

- (1) 誰もが住みたくなるまちづくり
 - ・生涯活躍のまちづくりへの参与
- (2) いつまでも安心して暮らせるまちづくり
 - ・地域包括ケア拠点としての使命
- (3) どんな時でも支えあえるまちづくり
 - ・生活に困っている方への援助

2. 利用者への使命

- (1) 家族とともに寄り添うケアづくり
 - ・利用者、家族の声をサービスに生かす仕組みづくり
- (2) ご利用者の暮らしを守るチームづくり
 - ・虐待を発生させない体制と教育
- (3) 常にサービスの質を高めるホームづくり
 - ・第三者評価制度を活用した業務改善への取り組み

3. 働く人への使命

- (1) 誰もが働きやすく、やりがいある職場づくり
 - ・処遇改善、福利厚生への積極的な取り組み
- (2) 才能を磨き、輝く人づくり
 - ・コーチングに基づく個を尊重した人材育成
- (3) 透明性と規律の高い組織づくり
 - ・社会福祉法人にふさわしい組織の構築

○ 中期ビジョンに対応した本年度主要事業計画

I. 組織体系の整備

- (1) 業務フローの整備
- (2) 組織機能レベルの事業所間格差の解消

➤ 組織マネジメントの再構築プロジェクト最終年度（まとめの年）

- ・組織図、ルール、評価の整合
- ・各種規程の診断と整備

Ⅱ. 人材の確保・育成・定着

- (1) 教育体系の整備
- (2) 職員のメンタルフォロー充実
- (3) 介護教室の活用

- 法人研修体系の整備（E ラーニング研修の導入）
- リアル人事評価制度の構築（目標管理制度との連動）
- メンタルケアの充実（産業カウンセラー協会）

Ⅲ. 業務効率化の推進

- (1) 介護ロボットの導入検討
- (2) ICT による事務効率の改善

- ICT による事務効率化の推進（決裁、情報共有等）
- 見守り支援等介護ロボットの導入促進と活用
- テレワーク環境の整備

Ⅳ. 地域における福祉拠点

- (1) 災害対応力を高めた地域拠点
- (2) レスキューなどの福祉ニーズの対応強化
- (3) 福祉教育による人材育成

- 災害 BCP(事業継続計画)に沿った訓練の見直しと実施
- 市内社会資源と連携したレスキュー事業の推進
- コロナ禍における教育機関と連携した福祉教育の模索

Ⅴ. 新たな医療・福祉ニーズへの対応

- (1) 医療連携の強化
- (2) 総合事業の検討
- (3) 配食サービスの検討

- 科学的介護「LIFE」への完全対応
- 自立支援介護（科学的介護）プロジェクトへの取り組み
- 口腔ケアプロジェクトの推進

Ⅵ. 現場の問題解決の推進

- (1) 業務改善活動の継続と定着

- 自立支援介護（科学的介護）への取り組みと QC サークル活動の連動

3. 重点分野別取組み方針

	方針と実施計画	令和2年度取組み状況（参考）
自立支援型介護実現と利用者満足度向上	《方針》 科学的介護データベース「LIFE」への完全対応 《実施計画》 - 科学的介護推進加算取得のためのスキルアップ支援 「LIFE」対応の自立支援介護コンサルティングの委託 - 口腔ケアゼロプロジェクトの推進 - 利用者アンケートの標準化と評価システムの構築	《取組み状況》 「ケアカルテ」の活用により業務の効率化を図った - 自立支援介護の先進施設の講習受講 - 口腔ケアゼロプロジェクト開始 歯科医師、歯科衛生師のもと口腔ケア実践の標準化進めた - 眠りスキャンを各事業所に導入活用は今後の課題 - 利用者への直接アンケート実施
権利擁護・虐待防止の推進	《方針》 高齢者虐待防止法及びハラスメント防止法の遵守と権利擁護意識の向上 《実施計画》 - 苦情解決委員会の開催 - ハラスメント防止のための職員研修実施	《取組み状況》 「利用者の声（要望・苦情）」を毎月の法人事業連絡会議にて共有した
感染症対策	《方針》 感染症 BCP に沿った業務運営の確立 《実施計画》 - 感染症 BCP の適時適切な改訂 - BCP に沿った訓練とモニタリング - コロナ感染症についての適時適切な情報共有 - コロナ感染症対応における有用な研修実施 - 介護サポーターの確保による環境美化の維持 - 市内協力関係のある4法人との連携	《取組み状況》 - 新型コロナ感染対策の実施（標準予防の徹底、コホーティング等） - 感染症 BCP の作成 - BCP に沿った改訂及び訓練実施 - 市内4特養間で感染症協力体制の覚書締結 - インフルエンザ：GH、特養で各1名発生 - 国の継続支援交付金により感染対策備品の整備 - その他、備蓄物品・検査キット・予防対策衛生物品・機器等を確保した - 介護サポーター等雇用し、施設内清掃を支援

地域と連携した災害対策体制の構築	《方針》 地域と連携した災害対策体制の構築 《実施計画》 ① 地域協力連携会議の開催 ② 西海市福祉施設連絡協議会と西海市による災害協力協定に沿った訓練等参加 ③ 運営基準改定に準じた地域との連携体制構築の支援	《取り組み状況》 ・ 西海市福祉避難場所としてサポートセンターを登録 ・ 不審者マニュアル対応訓練の実施 ・ 法人防災対策会議の開催 ・ 全職員緊急連絡一斉メールの導入 ・ GH：自家発電設備（補助事業） ・ サポセン：自家発電容量の増強 ※コロナ対策のため関係各機関との協議・訓練はできなかったため、書面での情報提供を行った
人材育成・確保①	《方針》 ① 人材の確保・育成・定着を図り組織体制を強化する。職員が目指す職員象を明確にして、専門的能力の増進のための教育環境を整備する ② 高い専門性に特化した介護を目指し、質の向上、生産性の向上を図る 《実施計画》 ① 法人動画発信を始めとするオンライン研修を主体に、全職員対象に、職種別、階級別の個別のEラーニングを導入し統括管理する ・ 法定研修及び事業所ごとの指針に則り、関連研修・事例検討・演習等の計画を法人教育・研修体系として確立する (※ 研修計画：表1参照)	《取り組み状況》 ・ 組織活性化コンサルティングで毎月、管理者クラスの研修を実施し指導者育成を行った ・ 「姿勢のルール」ブックレットを作成し、各職域で、ルールミーティング時間を設け全職員に浸透できた ・ 行動のルール及び全職員の標的行動を作成し、各階層の業務の具体的役割を明確化したところで「フィードバックシート・面接」を設定し、育成達成度についてPDCAのサイクルで評価者・被評価者双方で共有するものとして始動した ・ ICTによる事務効率の改善 サイボウズアプリの導入 ・ コンプライアンス整備 就業規則でハラスメント規程を改定し、研修等を義務化した

人材育成・確保②	② 姿勢のルールの定着化、行動のルール、標的行動フィードバック面接を推進し、業務の標準化と生産性を向上させる ・毎月、組織活性化コンサルティングでの幹部・管理者研修を実施し、マネジメント力を育成する ・業務効率化・人員配置の最小化・コスト削減に向けての QC 活動を継続実践する。 ・様々な資格取得について、研修参加や費用等を支援し、職員のやりがいや自己実現につなげる ・介護福祉士・1名 ・介護支援専門員2名 ・介護職初任者・実務者研修2名 ・認知症実践者研修・管理者研修・1名 ・ユニットリーダー研修3名 ・喀痰吸引実地研修・4名 ・アセッサー段位研修1名 《方針》 ①離職率を3%に抑え、法人のブランディングを目指し採用者を増やす ②人材を確保し安定した運営を目指す 《実施計画》 ①求人チラシを作成し、全職員、ふるさとだよりで地域・関係者、家族へ広告し、中途採用者9名を採用する ・HP・SNS等による求人活動を行うために、コンテンツを検討する ・高校2名・短・大学生 新卒採用に向けてYouTube作成、オンライン面接、学校訪問、合同面談会等に積極的に参加する。 ②年休取得40%を目指す ・業務改善により超過勤務を5時間削減する ・管理者や主任・衛生管理者による個別面談等での早期の勤務状況や心身両面での悩みや問題等を把握し、相談体制を確保する	・「人財育成プロセス規程」を策定し、指導の統一性を図った。 ・コロナ禍で、毎月の月例研修ができなかったが理事長の動画研修を配信した 《取り組み状況》 ・通念に渡りホームページ、ブログの随時更新で法人情報を発信した ・施設見学会・地域介護教室開催、各種面談会がコロナ禍で中止となり、YouTube作成、オンライン面接を実施した。派遣・紹介業者、ちらし作成、ハローワーク、職員紹介など全職員あがての求人を募り職員採用を行った。今年はアルバイトを5人雇用した - 産休、育休（4人）、 - 病休（4人） - 派遣職員5人 - 離職18人（常勤13・非常勤5） - 定年2人 - 採用16人（常勤11 非常勤5） - 再雇用1人 - 派遣3,695,179円 - 紹介費用1,584,142円 - 広告費384,038円 《取り組み状況》 ・常勤介護職の不足により、介護職の超過勤務削減には至らなかった ・衛生管理者における年2回の個別健康指導面談を継続した。各事業所の個人相談体制を明らかにして、管理者、主任が体調不良者もしくは、業務、人間関係で悩む職員のメンタル面での早期ケアに努めた。電話相談及び直接カウンセリングの希望を受け付け紹介した
---	--	---

人材育成・確保		・ リモートにて中堅職員に外部でのカウンセリングを実施（20人） - 全法人ストレスチェックを実施しアフターケアも準備できた。
地域との交流・貢献	《方針》 社会福祉法人による地域における公益的取り組みを継続実施する 《実施計画》 ① 生計困難者レスキュー事業の推進 ② 災害時福祉避難所としての要配慮者の受け入れ準備（連携訓練等） ③ 教育機関と連携した福祉教育の実施	《取り組み状況》 ・ 西彼・西海ブロックの幹事法人として西海地区の生計困難者支援を行政及び社協等関係機関と連携して行った ・ 西海市との福祉避難所設置に向け西海市福祉施設連絡協議会の会員施設として、その協定締結に取り組んだ ※多くの地域活動はコロナの影響でほとんど実施・参加できなかった
施設管理	《方針》 適切な資産管理と有効活用及び長寿命化に向けた保守点検の実施 《実施計画》 ① 保守点検実施体制の構築 ② 長寿命化計画の策定検討 ③ 施設照明のLED化等施設維持コストの削減検討 ④ 2GH及びサポセン公用車入れ替え	《取り組み状況》 □全事業所 ・ 光通信環境の整備 ・ セキュリティ対策ファイヤーウォール整備 ・ オンライン面会・会議・研修等に対応するカメラ・モニター・スピーカーシステム導入 ・ 感染対策として除菌効果が高いオゾン発生器を設置 □サポセン ・ 台風による屋根材破損及び雨漏り修繕工事（保険適用） ・ 自家発電電容量の増強（再掲） □グループホーム ・ 自家発電設備の設置（再掲） □居宅 ・ 公用車の整備

表１・法人研修計画

共 通 研 修		職種別	階級別	その他
５月	接遇に関する研修	介護職	新任	法人ふるさと動画
	認知症及び認知症ケアに関する研修	看護職	経験者 A	介護福祉士受験対策
６月	プライバシー保護に関する研修	介護支援専門員	経験者 B	喀痰吸引研修
７月	倫理及び法令遵守に関する研修	調理 栄養士	経験者 C	法令 財務・事務
８月	事故発生、再発防止に関する研修	事務	リーダー サブリーダー	厚労省公式動画
９月	緊急時対応に関する研修	サポーター	管理者・主任	介護支援専門員受験対策
１０月	感染症・食中毒予防及び蔓延防止に関する研修	生活相談員		リハビリ・レク
１１月	身体拘束防止に関する研修			生活支援
１２月	非常災害時の対応に関する研修			高齢者医療
１月	ターミナルケアに関する研修			メンタルヘルスケア
２月	高齢者虐待防止に関する研修			介護食調理レシピ
３月	介護予防に関する研修			

４．施設及び事業所別運営方針

● 特別養護老人ホームふるさと（第一種社会福祉事業）

ショートステイふるさと（第二種社会福祉事業）

- １．ユニット型「特別養護老人ホームふるさと」の特性を活かし、誰もが望む「安心して老後の生活をおくれる施設」として、さらにその機能を高め、地域福祉の拠点施設としての役割の維持向上に努める。
- ２．在宅サービスとしての「ショートステイ」の有効的な運営と、施設入居待機者の確保のため積極的な受け入れを行う。

● グループホームふるさと・第2グループホームふるさと

(第二種社会福祉事業)

1. 地域における「認知症ケア」の重要な社会的資源として、利用者様が「地域の中でなにげない日々の暮らしを家庭の延長のようにその人らしくおくれる」施設運営の実現に取り組む。
2. 介護情報サービスの公表制度及び地域密着型サービス評価制度に基づき、常に現在の業務体制やサービス内容に問題意識を持ち、質の高いサービスの提供のため日々の改善に努める。

● 小規模多機能ホームふるさと (第二種社会福祉事業)

1. 住み慣れた地域でなじみの関係を保ちながら、在宅で穏やかに暮らし続けることを支援するため、「通い」、「泊り」、「訪問」の3つの機能を駆使し、併設施設である「グループホームふるさと」はもちろん、地域や医療、関係機関と連携しながら、利用者視点に立った総合的かつ臨機応変な在宅サービスを実現する。
2. 介護情報サービスの公表制度及び地域密着型サービス評価制度に基づき、常に現在の業務体制やサービス内容に問題意識を持ち、質の高いサービスの提供のため日々の改善に努める。
3. 今後、介護予防事業の一部が自治体の総合事業に移行するのに伴い、小規模多機能型居宅介護事業所として総合事業及び地域支援事業にどのような事業可能性があるのかを探る。

● ふるさとレスキュー事業 (第二種社会福祉事業)

1. 長崎県社会福祉法人経営者協議会が主体となって運営する「生計困難者レスキュー事業」の参加法人として、本事業の活用に積極的に関わり、関係機関と連携して地域における生活困窮者の支援に努める。

● 居宅介護支援センターふるさと (公益事業)

1. 介護保険制度の入り口である「居宅介護支援事業者」の役割は大きく、今後も積極的な利用者の拡大とサービス提供に努める。
2. 介護支援専門員の人材育成を推進し、さらなる地域ニーズに対応した支援ができる体制をつくる。

3. 西海市の地域ケア会議への協力を通し、地域包括ケアシステム構築に貢献する。

● サービス付きシニアマンションふるさと（公益事業）

1. 高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心して暮らし続けることができるよう「高齢者の居住の安定確保に関する基本方針」に照らして、適切なサービスの提供と運営に努める。
2. 併設施設である「小規模多機能ホームふるさと」との連携により、高齢者にとって、より安心な住環境を実現する。

5. サービスの質の向上

1. 社会福祉法人の使命は「社会、地域における福祉の発展・充実」である。多様な福祉課題に柔軟かつ主体的な「利用者本位」のサービスを提供する。
2. 個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメント体制の構築、人材育成等に取り組みサービスの質向上に努める。
3. サービスの質の向上と人材育成の一環として資格の取得奨励や専門研修の受講を支援し、サービスに対する客観的エビデンスを確立する。

6. 介護事業の経営上の課題

1. 施設及び各事業所の稼働率を限りなく100パーセントに近づける努力をする。そのため、家族、医療機関との連携により状況に合わせた適切なベッドコントロールに努める。また常に入居待機者を把握し、スムーズな入退所に心がける。
2. 人材確保が難しい雇用情勢が続く中、求人採用にあらゆる対策を講じるとともに、離職者を極力出さないよう、人事異動による人員体制の調整や面談によるフォロー等、職員の士気維持や労働環境の改善には最優先で取り組む。
3. 介護の質の評価制度の導入が進む中、施設及び各事業所において取得すべき加算にしっかりと対応できるよう取り組む。
3. 施設及び各事業所においては、地域における福祉ニーズの情報収集に努め、適切なケアマネジメントによるサービス援助を行う。
4. 地域包括ケアシステムの構築目標である 2025 年が迫る中、西海市が推進する事業に、当法人の有する機能・役割をもって積極的に関わっていく。

以上

令和 3 年 度 事 業 計 画 書

(特別養護老人ホームふるさと・短期入所生活介護)

1 基本方針

介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、ユニットケアを生活の場として、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

施設は、地域や安定した経営体制を確立するとともに、地域における介護保険施設、その他の福祉、医療サービス機関と密接な連携に努め、その中核的機関として質の高い介護サービスを提供するものとする。

2 重点分野別取り組み方針

	目標と目標達成計画	令和 2 年度：取り組み状況(参考)
自立支援介護型介護実現と利用者満足度向上	【目標】 ・ケアプラン実施率 100% 【達成計画】 ・毎日の経過記録のチェックの実施（主任・リーダー） ・入所後 2 週間以内に 24 時間シートの作成を担当者が行い、主任～リーダーが確認する ・ケアの変更時には 24 時間シート、経過記録に記入する。 ・毎月フロア会議時にケアの統一が出来ているかリーダーが確認を行う。内容を主任へ報告する。 ・モニタリング・ケアカンファレンス、24 時間シートの作成期限を守る。（リーダーに提出） モニタリング 毎月 10 日までに提出 ケアカンファレンス終了後に 7 日以内に経過記録の提出、24 時間シートの提出を行う ・ケアプラン修正が必要な時には、フロアリーダーが、主任へ確認後、ケアマネへ報告する	《取り組み状況》 ・24 時間ショートの記事の方法の研修、周知は出来たが、正確な記入がまだ出来ていない職員もあり、リーダーからの指導が徹底出来ていない。リーダー確認後の主任からの修正の確認が出来ていない。冬フロアは、池田副主任が必ず確認が出来ていた。後の春・夏・秋が記入の仕方が正確ではない時があった。 24 時間シートがケアの統一の見本だと理解はしているが、ケアの変更があった時に、24 時間シートへの変更記入の出来ていない。24 時間シートの記入のようにケアを進めていない時があった。
	【目標】 ・利用者状況の情報連携 100% 【達成計画】 ・利用者の体調管理指標の作成を上半期中に行う。 ・毎週主任会議に時に、利用者についての情報交換を行う	《取り組み状況》 ・排泄向上委員会にて、個々に応じた、排泄の取り組みは実施出ている。 自然排便への取り組みでは、水分補給状態を把握し、個々に応じた水分補給が出来た。

【目標】 ・リスク評価実施モニタリング100% 【達成計画】 ・バーセルインデックスの活用と毎月の事故防止委員会にて利用者ごとのリスク管理を行う。 内容の勉強会実施 8月までに 【目標】 ・利用者満足度 120% 【達成計画】 ・利用者満足度調査（利用者・家族）年2回実施し（4月10月）取りまとめを行い、対応を検討し、利用者家族に報告を行う。 ・嗜好調査の献立への反映（年2回実施） 調査後、毎月の献立に反映を行う ・余暇活動の充実 年間行事予定を確認し、毎月の行事予定、フロア予定を確認し、実績のモニタリングを主任会議、主任・リーダー会議で行う。 ・ブログの更新 月行事に沿って、7日以内にブログの更新を行う。 ・家族への利用者状態の報告 家族への報告対応の内容を充実する。フロアからの報告写真、内容を十分に検討し、報告を行う ・ウィンドウ面会時に利用者や家族の声が聞こえるよう、ワイヤレスのスピーカーの購入を行い、家族と利用者の満足度につなげる。 ・利用者の立ち上がりに必要なPバーの購入にて自立支援へつなげる。 ・介護職の業務負担へ繋がるパワーリフトの導入を検討する。	便秘体操への取り組みも実施出来ている。 ・排泄支援加算についての勉強会は統括が勉強不足で、実施しなかった。 《取り組み状況》 ケアプランモニタリングは各フロア実施できている。ケアマネジメントサイクルの研修実施ができなかった。
--	---

リスクマネジメント	【目標】 ・誤薬ゼロ％達成 【達成計画】 ・事故防止指針、マニュアル整備の実施 ・事故防止委員会での誤薬、服薬事故発生がないかモニタリングする。 ・服薬時のフローチャートに沿った与薬介助方法の確認をする ・毎月の委員会で各職域でのヒヤリハット、事故報告（転倒、転落、誤薬、骨折事故等）のモニタリングを行う。センサーマットの使用状況を確認し、利用者の状態に合った使用となっているか、適切な必要台数整備されているか確認する。劣化もあるため、センサーマットの購入を検討する。 ・効果があった事故対策について共有する ・リスクマネジメントの強化として、担当者の設置を行い、毎月の事故防止委員会にて事故報告とその分析、改善策を職員へ周知する。 ・職員に対しての研修の実施を年2回実施する。	《取り組み状況》 ヒヤリハットと事故対策の検証を毎月の事故防止委員会にて検討した。新規利用者のリスクについて検討し、センサーマット等の対策を行った。
-----------	---	--

権利擁護・虐待防止の推進	【目標】 ・ 不適切ケア 0 %達成 ・ 利用者の声聞き取り調査実施 100% 【達成計画】 ・ 虐待防止対策を適切に実施するための担当者の設置を行う。 ・ 虐待防止のための指針を整備する ・ 高齢者虐待防止の推進の観点から委員会を定期的 に開催し、職員へ周知する ・ 虐待防止のための研修を定期的に実施する ・ 研修年 2 回実施のために前月から研修準備に入る。 利用者の声実施計画 2 カ月に 1 回実施する。(偶数月) ・ ご意見箱の設置 (設置場所 フロア) 《目標》 ・ 利用者に対する適切な言葉使いの徹底 《目標達成計画》 ・ 利用者に対する言葉かけを互いに職員同士が気を付け、確認する ・ 利用者や家族からの苦情や要望がないか各フロア会議で確認しながら日常ケアや言葉使いについて確認する ・ 苦情や要望の発生時には上司へ報告を上げ、迅速で適切な対応を行い、身体的拘束等適正化検討委員会や主任リーダー会議等で共有する。	《取り組み状況》 身体的拘束等適正化委員会にて不適切ケアについての確認を行い、苦情報告についても対応や検証を行い、各職域で周知し情報を共有している。
--------------	---	--

感染症対策	【目標】 全職員で感染症情報の把握と、計画に基づいて感染対策訓練を実施する。 【達成計画】 ・感染対策訓練計画を4月中に作成し、5月から月1回、訓練を実施する ・感染症対策委員会の月1回の開催にて、感染症情報収集し、各フロアへの周知を行う。 ・感染症対策の研修、訓練（シミュレーション）を計画し実施する。 ・施設掲示板に月1回以上、感染症情報を掲示し、全職員へ共有する ・フロアの温湿度管理のために、リビングへ加湿器購入を検討し、特に冬場の湿度管理にて、利用者の健康管理を行う。 ・居室を感染対応とした場合に必要な血圧計と体温計の購入を検討する	《取り組み状況》 介護サポーターを中心に、実施し、管理棟の清掃を実施。 各フロアの清掃は、春・夏・冬はサポーターが実施出来ていたが、秋フロアはサポーター不在の為、実施出来ていない箇所もあり、計画的な実施が必要。
地域と連携した災害対策体制の構築	【目標】 ・実態に則した非常災害訓練・研修を計画実行する 【達成計画】 ・年間計画を作成し、計画に沿った訓練実施を行う。 ・法人防災対策会議を開催し、非常災害対策について協議する（開催月：6月、9月、12月、3月） ・法人防災対策会議開催月、災害訓練実施後は災害BCPの検証、見直しを行い、全職員へ周知する ・災害用物品の点検及び物品購入の検討 5月までに点検と物品購入を行う	《取り組み状況》 ・年間計画に沿って防火、防災、防犯訓練の実施できていた。地震を想定した訓練も今年度初めて行うことができた。 ・物品関係はナイトライトやモバイルバッテリー等、停電時の代替品を整備することができた。 ・夜間避難訓練マニュアルや不審者対応手順書、さすまたの使用法説明書等の見直しや作成を行った。またBCPの更新も随時行えている。
研修計画	《目標》 ・人材の確保、育成、定着を図るための教育環境を整備し、人材育成を図る 《達成計画》 ・法令に則った機能別の研修や演習計画に沿った、動画研修（Eラーニング）を中心に職員毎の計画的な研修を実施する	《取り組み状況》 回覧研修しか実施出来なかった。看護職が主導し、コロナ対応研修、緊急対応の研修は実施出来ている。

地域との交流・貢献	【目標】 コロナ禍における、交流や地域貢献を検討する。 【達成計画】 感染状況を見ながら、地域での交流を検討	《取り組み状況》 コロナの影響で地域の学校との交流ができなかった。
施設管理	《目標》 施設設備、不良個所の報告と、速やかな対応を行う 《達成計画》 日々の設備点検、確認にて設備不良時の報告を2日以内に行い、報告を受けたものは業者への連絡、対応を依頼する。 車椅子の備品劣化があるため、車いす（普通型、リクライニング、チルト式）の購入を検討する	《取り組み状況》 各フロアからの備品、設備不良等の報告があり、業者への早期連絡を行っている。特に利用者の生活に直結することは早期に対応している。

2. 目標稼働率

	入所		ショート	
年間延べ満床（利用者）数	25,550 人		3,650 人	
延べ年間入所者目標	25,550 人	100%	3,650 人	
予想 外泊・入院者数	511 人	2%		
延べ実利用者数	25,039 人	98%	3,103 人	85%
平均入所者数	68.6 人		8.5 人	
平均介護度	3.9		2.1	

3 介護サービス目標

- （1）利用者が日々意欲をもって穏やかに生活を過ごしていただけるように、必要な支援と介護を行う。
- （2）認知症に対しての、正しい理解と、人権を尊重し受容する事に努める。
- （3）職員は、日々積極的に活動し利用者の心身機能の維持、健康増進、障害の回復等、利用者の意志に沿った「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成し、自立支援に努める。

*職員は、それぞれの職務において法人理念である「共助共援」「和」と「思いやり」の指標をもって、利用者に接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、生活意欲を推進する。

*終末ケア（看取りケア）においては、「看取りに関する指針」に基づき出来る限りの援

助に努め、安らかな終末を迎えていただく。

＊職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の利用者のよりよい介護サービスに努力する。

(4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないよう努める。(利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除く。)

(5) 人権擁護、虐待防止等のため、職員の知識の向上と環境の整備に努める。

4 利用者の処遇内容

(1) 日常生活面での配慮

居室の整備

＊個々のプライバシーを守る。

＊利用者の私物・所持品を可能な限り認め、これを身近に置くことで安心感を持っていたく。

＊身近の整理整頓・臭気排除のため換気・通風等に留意する。

衣類

＊常に清潔保持に配慮する。

＊利用者の要望に応じて選択できるように、必要時にショッピングを楽しんでいただく。

＊四季折々、衣替えの時期には家族に協力を依頼し、面会を兼ねて衣類の整理、衣裳ケースの整頓を利用者と一緒に行っていただく。

(2) 食事

＊利用者の希望や食習慣を加味し、健康保持のために、管理栄養士の献立表をもとに給食委員会にて更に検討を加え、四季折々の新鮮な野菜・果物・鮮魚等、季節にさきがけて提供し、食生活にうるおいを持たせる。特に郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には趣向をこらす等留意する。

＊管理栄養士による各利用者の「栄養ケア計画(栄養ケアプラン)」の策定・計画に基づく栄養管理や定期的な評価・見直しといった一連のプロセスを行う栄養ケアマネジメントを実施する。また、主治医の医療管理のもと病状に即した療養食や経管栄養食等の提供を行う。

＊行事食では、毎月の誕生会・お楽しみ献立・おやつ作り等の会食を通じて利用者間の交流を一層深めていただく。

＊毎日離床して各ユニットで食事ができるよう、また、準備から後片付けなども楽しみながら行えるように支援する。

＊利用者に直接食事に対する希望や意向を確認することや、年2回の嗜好調査の実施にて食の満足度向上に努め、献立に取り入れる。

(3) 介護・介助

＊利用者の排泄・食事・入浴・衣類の着脱・身辺整理・私物の管理・歩行等あらゆる生活

面において自立できるように、職員が常に専門的知識・技術を研修し学びながら、身体上・精神上の支えとなるように努める。

＊褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、予防する体制を整備する。

(4) 災害対策・防犯対策

＊法人の非常災害対策計画に沿った避難訓練を実施し、訓練結果をもとに計画の見直し、検討を随時行う

防災・防火設備の点検励行、月1回の防災訓練、年2回の総合訓練を実施すると共に、夜間における緊急出動訓練、並びに避難訓練を随時実施する。また、地元関係者との防災対策懇談会を設け、協力体制の確立を図る。

＊夜勤者4名、管理宿直1名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。

＊非常災害時に備えての非常食や生活必需品を備蓄する。

＊不審者対応マニュアルに沿った対策及び訓練を実施する。

(5) 保健医療

保健衛生

＊利用者の健康状態の把握、環境整備、衛生管理を徹底する。利用者、職員は、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策指針」及び「感染症対策マニュアル」に基づき、感染予防に努める。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等実施するなど細心の注意を払う。

※感染症BCPに沿った研修、訓練（シミュレーション）の実施にて業務継続に向けた態勢を構築する

＊利用者は年1回の健康診断（結核健康診断）とインフルエンザ等の予防接種を行なう。

疾病の治療

＊嘱託医の定期検診（週1回）を行い、必要に応じ随時往診し、状態によっては専門医へ診療並びに入院を行う。

看護師

＊医師の指示により、患部治療・投薬・検査または利用者の個々の健康・衛生に関する支援等を行う。

＊急性期、夜間体制や看取りケアについては、必要に応じて協力医療機関などと連携を図り必要な処置を行う。

＊「褥瘡対策に関するケア計画書」を策定し、定期的な評価・見直しを行い、利用者毎の褥瘡管理、予防対策を実施する。

＊利用者の必要に応じ、嘱託医の指示の下、所定の研修に基づき、看護職員・介護職員協働による経管栄養・口腔内吸引を実施する。

機能回復訓練

- ＊機能回復訓練指導員により、各利用者の「個別機能訓練計画書」作成し、各種の物理療法と訓練を行い、残存機能の維持向上を図る。また、日常生活基本的動作訓練、作業療法を行い在宅復帰に向けての自立を支援する。

(6) 趣味活動・レクリエーション

- ＊個々の趣味活動、及び楽しいレクリエーション（絵画・手芸・カラオケ・園芸・おやつ作りなど）等の積極的参加を呼びかける。
- ＊地域での諸行事等に積極的に参加し、レクリエーション活動として郷里めぐりや、ドライブを行うなど外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。
- ＊教養講座の一つとして、町内の 5 ヶ寺にご法話を依頼し教養を深めていただく。（リモート開催を検討）

5 ホームの管理と生活環境の充実

- ＊予算の適正な執行に努める。
- ＊利用者の財産管理、文書・諸帳簿の整理保管、建物・設備等の保守、点検、修理、改善に努め明るい生活環境の維持充実に努める。

6 職員の研修

- ＊社会の動き、多様化するニーズに応え、よりよい処遇を目指して職員の専門的知識の吸収・資質向上のために一層の努力をする。
- ＊施設内における研修はもとより、本年度から動画研修（E ラーニング）を導入し、法令に則った機能別の研修・演習等の研修計画を策定、実施し専門性を高め、専門職員としての資格取得へ向けての努力や、豊かな知識を身につけ教養を深める。
- ＊新規採用職員については、「新任職員マニュアル」に基づき、福祉従事者としての基礎的教育を行なう。
- ＊介護技術の向上にむけて知識・技術習得のため、随時「介護キャリア段位制度」に取り組み介護プロフェッショナル認定を進めていく。
- ＊職員の安全衛生及び福利厚生、労働災害の防止、健康の保持増進に寄与するため「安全衛生管理規定」を定め、「安全衛生計画」を作成し、職場における安全と健康を確保し快適な職場環境を推進する。
- ＊同法人事業所間の交流（合同）研修及び人事異動を実施し、職務の活性化を促進する。また、昨年度に引き続きリモート研修を実施し、業務改善や更なる組織力向上を図る。

令和３年度 特別養護老人ホームふるさと個別研修計画

【実施時期・内容】

開催月	共通研修	+②職種別研修	+③階級別	+④その他
４月		介護職	新任	法人ふるさと動画
５月	接遇に関する研修 認知症及び認知症ケアに関する研修	看護職	経験者Ａ	介護福祉士受験対策
６月	プライバシー保護に関する研修	介護支援専門員	経験者Ｂ	喀痰吸引研修
７月	倫理及び法令順守に関する研修	生活相談員	経験者Ｃ	法令 財務・事務
８月	事故発生、再発防止に関する研修	調理 栄養士	リーダー・サブリーダー	厚労省公式動画
９月	緊急時体位王に関する研修	事務	管理者・主任	介護支援専門員受験対策
１０月	感染症・食中毒予防及びまん延防止に関する研修	サポーター		リハビリ・レク
１１月	身体拘束防止に関する研修			生活支援
１２月	非常災害時の対応に関する研修			高齢者医療
１月	ターミナルケアに関する研修			メンタルヘルス
２月	高齢者虐待防止に関する研修			介護食調理レシピ
３月	介護予防に関する研修			

７ 地域との連携・貢献

- ＊利用者の介護サービス向上のために、施設を地域社会に解放し、諸々の機会を通じて地域住民との交流を図り、その中で、利用者自身に社会の一員である事を自覚していただき生活の自立支援を促進するよう配慮する。
- ＊専門的機能を有する福祉資源としての施設は、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、「生計困難者レスキュー事業」に積極的に関わり、地域での生計困難者を支援する。また、公民館単位での「介護教室」を開催し介護保険サービス等の普及活動を実施する。

８ 年間行事計画

年間を通した活動・行事			
・ 防災訓練（避難訓練・夜間出動訓練）（毎月 1 回） ・ 感染対策訓練（毎月 1 回） ・ 誕生会（誕生月） ・ お楽しみ献立（月 1 回）			
主な月別行事（上記月例行事を除く）			
4 月	・ 花見ドライブ ・ おやつ作り ・ 茶話会	10 月	・ おやつ作り ・ ゲーム大会 ・ 結核検診 ・ ドライブ
5 月	・ 母の日 ・ 大相撲勝者予想ゲーム ・ ドライブ	11 月	・ おやつ作り ・ 大相撲勝者予想ゲーム
6 月	・ おやつ作り ・ ゲーム大会 ・ 七夕飾りつけ ・ 父の日	12 月	・ 餅つき ・ 仏具磨き、賽銭開き ・ クリスマス会 ・ おやつバイキング
7 月	・ スイカ割 ・ おやつ作り ・ 大相撲勝者予想ゲーム	1 月	・ 新年祝賀会 ・ 鬼火焚き ・ 大相撲勝者予想ゲーム
8 月	・ 仏具磨き、賽銭開き ・ おやつ作り ・ お盆のお唱え ・ 夏祭り	2 月	・ 節分豆まき ・ ひな壇飾りつけ ・ おやつ作り ・ ゲーム大会
9 月	・ おやつ作り ・ 敬老会 ・ 大相撲勝者予想ゲーム	3 月	・ ひな祭り ・ おやつ作り ・ お花見ドライブ ・ 大相撲勝者予想ゲーム

9 ボランティアや実習生の受け入れ

- * ボランティアを積極的受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに施設の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。
- * 地域の小中学校の体験学習や、夏祭りのボランティアを率先して受け入れ、施設機能について理解していただく。
- * 大学、専門学校、訪問介護員、資格取得等のための介護実習の積極的な受け入れを行い、将来の社会福祉従事者育成及び社会貢献に協力する。

10 家族通信

- * 利用者の依頼に応じて、随時電話・郵便等で通信を行うとともに『ふるさとだより』

の発行、ホームページのブログの更新にて、利用者の生活状況等を周知し、かつ家族と施設との連帯感を深める。

1 1 家族会

＊利用者・家族・施設とのつながりを一層親密にするために、施設での諸行事への参加をよびかける等、家族会の協力を求め、利用者の幸せのために共に努力する。

1 2 苦情解決委員会

＊「苦情解決委員会要綱」に基づき、「苦情解決委員会」を設置し、苦情受付のための「意見箱」を設け、利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応する。また、日常生活の中での「利用者の声」を十分に聴き、要望や苦情への対応を迅速に行う。

1 3 事故防止委員会

＊介護事故発生の防止及び再発防止のため「事故防止委員会」を設置し、安全対策の検討と徹底に努める。

＊見守り付きセンサーベッドや眠りSCAN、センサーマット等の機器を有効に利用し、認知症利用者に対するケアを早期に対応し、事故発生防止に努める。

1 4 身体的拘束等適正化委員会・高齢者虐待防止

＊介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、利用者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、利用者の人権を侵すような（身体的、精神的、社会的）拘束は行わないものとし、「身体的拘束等適正化委員会」を設置し、併せて高齢者虐待防止対策についても、担当者を決め、研修や委員会を通し、高齢者の人権擁護についての理解を深める。

1 5 衛生委員会

＊「安全衛生管理計画」に基づき「衛生管理委員会」を設置し、労働災害の防止と職員の健康保持増進を図る。

全職員毎年1回、職員自身のストレスヘルス不調を未然に防止することを目的とした「ストレスチェック」を実施する。

1 6 感染対策委員会

＊「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策指針」に基づき担当者を決め、「感染対策委員会」設置し、研修、訓練の実施にて利用者の安全管理、感染症の予防と発生時の対応を行う。

17 褥瘡防止委員会

- ＊「褥瘡対策指針」に基づき、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

18 入所検討委員会

- ＊「指定介護老人福祉施設入所指針」に従い、「入所検討委員会」を設置し、入所決定過程の透明性・公平性を確保する。

19 その他

- ＊生活困窮者に対して、利用者の申し出により社会福祉法人等による利用者負担軽減措置を実施するものとする。

令和 3 年 度 事 業 計 画 書

(居宅介護支援センターふるさと)

1 基本方針

居宅支援事業者は、在宅で生活している利用者のケアプラン（居宅サービス計画）を介護支援専門員（ケアマネージャー）が、利用者や家族の希望に沿った、その人らしい生活がおくれるよう支援する。また、各事業者が利用者に対して安全かつ安定した介護サービスを提供しているかを確認し、介護や支援を必要とする利用者へ保健・医療・福祉サービスなどが適切に受けられるよう支援する。

2 重点分野別取り組み方針

(1) 令和 3 年度目標計画

	目標と達成計画	令和 2 年度：取り組み状況（参考）
自立支援型介護実現と利用者満足度向上	【目標】 ① 居宅介護支援利用者 50 名の登録（ケアマネ 2 人体制） ② 居宅支援加算取得を 100%実施 ③ ケアプラン更新率を 100%実施 ④ 毎月の給付管理票 100%実施と返戻ゼロ 【達成計画】 ① 4 半期ごと(6 月・9 月・12 月・3 月)利用者 3 ～6 名を登録しサービス支援実施 1 ヶ月 1 ～2 名の新規利用者登録を実施し、毎週の経営会議で報告する。 新規利用者登録の為に包括・社協・病院・施設担当者との情報交換を毎週月曜日に実施し記録する。 登録している利用者が入院されている場合は、病院担当者・家族と連絡を密に取り、毎週の経営会議で状況報告行う。 ② 居宅支援加算について初期加算・入院・退院連携加算・医療機関との情報連携強化・介護予防支援充実加算を 100%取得。 ③ケアマネジメント実践の点検表を作成し毎月 10 日確認実施。 ・モニタリング計画表を作成し、毎月 1 回の確認と変化があれば、5 日以内に担当者会議を	[取り組み状況] 在宅での自立支援へのアプローチは、コロナ禍で退院前カンファは情報交換のみで訪問しての状況把握には至らなかったが、限られた情報の中で、在宅復帰後のサービスプラン作成は実施でき、毎月のモニタリングでのサービスプラン変更にも対応できた。 レスキュー事業については、幹事法人として地域からの依頼対応と、西海地区の担当者との情報交換・会議等の実施も行い、西海地区幹事法人の持ち回り等の協議も実施できた。 ケアマネ 2 人体制で地域からの依頼に対して迅速に対応し、居宅サービス利用者も増加した。 コロナ禍でのサービス事業所の変更等へも本人・家族と十分協議し在宅で生活が継続可能なプラン変更等で対応を行った。 ケアマネの資質向上については、主任介護支援

	を開催しプランの変更を実施する。 ・サービス評価一覧表での確認 100%実施する。 ④毎月 5 日までにサービス事業所実績の確認を行う。 ・毎月 5 日までに給付管理票を作成しチェックを行う。 ・毎月 7 日までに国保請求事務担当者へ連絡し返戻の確認と訂正を実施する。 ・毎月 8 日は国保請求担当総務主任へ明細書・給付管理票を提出し請求依頼 100%	専門員の更新研修・介護支援専門員の更新研修の参加予定であったが、コロナ感染拡大での令和 3 年度更新研修受講へ切り替え実施を行う予定。 法人内のケアマネ会議でのスキルアップ研修については、コロナ禍での研修会は困難で、市ケアマネ協からの連絡事項等については、共有することはできた。
リスクマネージメント	【目標】 ① 居宅登録者の安心・安全確認 100%実施 【達成計画】 ・サービス計画に位置付けた、サービス利用が確実に実施されているか 在宅訪問し確認する。又、自宅で自立して生活を送るリハビリが確実に実施できているか、通所担当者・リハビリ担当者・福祉用具担当者との情報交換を実施し、自宅での事故予防対策を実施する。 ・地域の中で生活する利用者が有事の際に地域より取り残されないように、地域住民への情報提供を実施し、協力依頼を実施する。	[取り組み状況] 在宅へ戻られた利用者の生活がスムーズに行えるように、リハビリ担当者と連携を密に取り住改や福祉用具等の利用にて、月末のモニタリングやリハビリ会議等への出席で随時検討し自宅内での事故予防はできた。 ケアマネとして地域で開催される防災会議や訓練等への参加も希望していたが、コロナ禍で中止が多く参加はできなかった。ただし、法人としての地域連携協力会議については、法人施設の概要や訓練実施状況等を行政・消防・地域警察・地元役員・連携施設へ文書で説明し、今後も連携して地域防災へ取り組む文書会議を実施した。
権利擁護・虐待の推進	【目標】 ① 在宅での高齢者の虐待や身体拘束事案ゼロを目指す 【達成計画】 ・家族の介護負担への相談援助を実施し、虐待や身体拘束についても、十分な説明を行う。 ・専門職と協議する地域ケア会議等へ事例を提供し、課題の解決に繋げる	[取り組み状況] 地域高齢者の安心安全の確保の為地域包括支援センターと連携し、独居・高齢者世帯が地域より取り残されないような地域ケア会議の開催がコロナ禍で中止となったが、独居の利用者や高齢者世帯の生活については、現在担当している利用者は勿論の事、地域より相談を受けた場合は、直ぐに訪問し生活の確認を実施し、多職種連携して対応を行っている。

感染対策	【目標】 ①法人で実施の感染対策訓練 100%参加 ②法人内で開催される感染症対策研修会 100%参加 【達成計画】 ・福祉施設職員として感染症対策のゾーニング訓練等へ参加し、地域で暮らす利用者や住民へ対しても感染予防の指導を行う。 ・年間研修計画を作成し毎月 1 回の研修と訓練へ参加する ・介護保険サービス事業所・病院との連携との情報交換を毎週実施と地域の状況確認を実施し、法人内で共有する。	[取り組み状況] 事業所へ出勤をした際に室内・外の掃除や書類整理の実施は出来ている。 事業所の車両についても定期的な洗車を実施している。 コロナ禍でケアマネジメントに係る業務については、電話・ファックス等で業務に支障のないように感染リスクを避けて業務を行ったが、新規の利用者や各事業所担当者からの情報で在宅訪問を余儀ない利用者訪問は、玄関先での聞き取りや、マスク・フェイスガードを着用し、手指消毒用のアルコールを携帯して対応を行った。
地域と連携した災害体制の構築	【目標】 ①法人施設がある地域の住民への協力依頼 100%実施 ②法人で開催の地域防災会議への参加 100% ③法人施設の災害時福祉避難所情報を地域へ提供 100% 【達成計画】 ・法人で行う地域防災連携会議へ参加し独居生活者や高齢者世帯の情報を聞き、緊急時の対応をその場で検討し対応実施する。 ・地域役員・消防関係者への情報提供を実施し訓練等への参加を呼びかけ合同訓練の実施。 ・災害時に要援護者の避難所としてサポートセンターの受け入れ態勢構築	[取り組み状況] 天気予報や環境情報をいつも観察し、悪天候が予想される場合(台風・大雨・大雪)は、在宅訪問し対応策を本人・家族と検討して、市内の避難所等の確認行い避難支援を行う。 又、独居生活者へは介護保険サービスの利用限度額等でのショートステイ利用を早めに計画し、精神的な不安を取り除く支援も実施した

研修計画	[目標] ①法人内での年間研修計画へ参加し質と知識の向上を100%図る ②介護報酬改定に伴う法令の理解100% ③地域ケア会議参加しケアマネの質を高める。 [達成計画] 別紙年間研修計画・職員別計画に添って ・研修計画に添ってケアマネの質向上を図り、利用者の暮らしが豊かになるように情報伝達を行う。 ・令和3年4月の介護報酬改定に伴う法令の理解を行い利用者・家族への説明を実施する。 ・情報収集とケアマネとしての質の向上のために地域ケア会議参加を行う。 困難事例が発生した場合は、個別ケア会議を開催し早期解決を図る。	[取り組み状況] 昨年11月よりケアマネを1名増として、新規利用者獲得も包括・医療・地域からの情報で増加したが、地域の特性や住民の理解・介護保険サービスの地域性・インフォーマルなサービス等については、徐々に理解しケアプランへ繋げる事も出来るようになっていく。 今後も地域の特性や自立支援へ向けたケアプランの作成を指導・アドバイスを行い、地域に根差したケアマネの育成を行っていく。
地域との交流・貢献	[目標] ① 介護報酬改定に伴う説明会を地域で実施100% ② 法人内での感染症対策等について説明会実施100% ③ 防災・防犯等訓練を法人施設・地域で実施100% [達成計画] ① コロナ禍でも地域で開催される会議へ参加し施設利用料等の改定について説明会を実施する。 ② 上記の地域会議前に地区の役員との感染対策会議を実施する ③ 防災・防犯について地区への会議へ参加し、法人で実施の訓練の説明や、地区合同の訓練計画作成し実施する。	[取り組み状況] 地域住民の集まりの中で、介護保険や食中毒・熱中症の対策の説明会を開催し、地域の皆さんからの情報収集も実施できた。介護教室については社福法人として人材の派遣にて専門的知識の理解と法人としての責務について地域の理解も徐々に広まっている。 [参考] 今年度も引き続き地域へ出向いての介護教室は勿論のこと、法人事業所施設を使つての専門的知識を地域へ広めることが重要。

(2) 目標稼働率

年間契約者数	840 人	
介護 (月 35+15) 60 名	50 人	71.4%
予防 (月 5×2) 10 名	10 人	100%
延べ実利用者数	720 人	86%

介護 ケアマネー一人当たり 35 名
 予防 5 名

3 サービス目標

(イ) 居宅サービス計画の作成

介護サービス利用者の意向を聞き、実際のサービスを行う市町村や居宅介護支援事業者、施設事業者・医療関係者等との間を連絡調整しながら、本人に合ったケアプランの作成を行う。

(ロ) 要介護認定申請の代行、認定調査の実施。

(ハ) 福祉サービス利用申し込みの申請代行等の実施。

(ニ) 介護保険制度の説明。

(ホ) 介護に関する身近な相談の応対

(ヘ) 毎月在宅を訪問し、利用者・家族へのモニタリングを行いプランの検討を実施する。

4 事業所の管理体制

(イ) 予算の適正な執行に努める。

(ロ) 利用者の個人情報の管理、文書・諸帳簿の整理保管に留意する。

5 職員の研修

(イ) 社会の動きや多様化するニーズに応え、よりよいケアをめざして職員の専門的知識の吸収、資質向上のために一層の努力をする。

(ロ) 施設内における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。

(ハ) 長崎県介護支援専門員連絡協議会へ入会し、他事業所との意見交換等を行い、介護保険制度等の改正情報をいち早く入手し、事業内の研修を行い知識を共有する。

(ニ) 法人内介護支援専門員の質の向上と連携を深めるために、3 ヶ月に1回の研修会を開催して情報共有を図る。

6 地域との連携・貢献

(イ) 利用者へのサービス向上のために～

事業所を地域社会に解放し、諸々の機会を通じて地域住民との交流を図り、その中で利用者自身に社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

(ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために～

専門的機能を有する事業所は地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解放してその機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

(ハ) 社会福祉法人の地域貢献について

地域ケア会議へ積極的に参加し、法人ふるさとの有する機能を今まで以上に、地域住民に理解していただき、老後を「住み慣れた町」で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」構築に貢献する。

また、社会貢献活動として、他法人・他事業所と連携を密にとり、生計困難者への心理的不安の軽減や公的な制度やサービス等への橋渡しを行うなどの相談・支援事業を実施する。

(ニ) 地域防災への取り組み

事業所として、地域で暮らす独居・老夫婦世帯等への災害等が予想される場合には、法人事業所や市内の事業所との連絡も取り合い、避難場所等の確保を迅速に実施する。

令和 3 年 度 事 業 計 画 書

(グループホームふるさと・第2グループホームふるさと)

1. 基本方針

現在、国が進める「地域包括ケアシステム」における重点施策の一つに認知症ケアの強化が挙げられているように、認知症型共同生活型施設には今後さらに認知症ケアの専門性を地域に還元することが求められている。

認知症ケアを実践する社会資源として、行政・地域と連携し、地域の交流拠点となりながら、さまざまな福祉ニーズに応えられる施設運営に努める。

また、老人福祉法の理念に基づき、利用者個々の人格を尊重し、「一日一日を大切に」生活していただけるよう、法人の経営理念である「和」のもと「思いやり」と「共助共援」の心をもって業務を遂行する。

2. 重点分野別取組み方針

☆ グループホーム

(1) 令和3年度目標計画

	目標と計画	令和2年度：取り組み状況（参考）
	≪目標≫ ①稼働率98%達成 ②入院率2%達成 ③24時間シートを作成し、職員がそれに沿った支援を行える ≪計画≫ ① ・利用者の毎週の健康状態（月曜～日曜）を毎週日曜日までに受け、報告書を作成し月曜日の午前8:30分までに施設長へ提出 ・毎日のミーティング（13:00～）にて、利用者様の状態を100%共有する。（出勤している全職員にて行う。） ・入居待機者の把握を100%し、退所後5日以内に契約し入所が出来る様にする。	≪自立支援介護取り組み状況≫ ① 令和2年度の稼働率 97.4% ② 令和2年度入院率 0.4% ③ 24 時間シート利用者様 18 名分作成出来ていない以下の項目を取り組んだ

自立支援型介護実現と利用者満足度向上	② ・入院1週間後に病院、家族へ状態確認の電話連絡を行う。その後は、1週間おきに（心身の状態、退院の目安について確認）の連絡を行う。 ・退院後の支援についてユニット内で協議し支援方法、必要物品の準備を行い、早期退院へ繋げる。 ・口腔ケア（OHAT）を週2回実施。肺炎予防と食欲増進で健康を保つ ③ ・各担当職員が利用者様の24時間シートを作成する。（1ヶ月1人） ・管理者、ケアマネ、計画作成がチェックを行う。 ・24時間シートを見て全職員が把握する。それに沿った支援を行う ・更新時、変更時には再度見直し、修正等行う	・センター方式のC-1-2は作成する事が出来たがそれをケアプランに活かすまでには至らなかった。取り組むことによって、職員が利用者様の話をして新たな情報を聞き出す事が出来た。 ・全職員でちょうじゅのモニタリング一覧（〇×方式）を活用する事が出来るようになった。
リスクマネジメント	《目標》 ①ヒヤリハットと件数毎月100件以上提出し、事故防止 《計画》 ① ・一人毎日1件以上はヒヤリハットを提出 ・グループホーム会議（毎月第4水曜日）の中で、ユニット毎に検証、分析を行う。	《安全対策取り組み状況》 ・上半期はヒヤリハットを提出するだけになってしまっており、検証、分析が出来ていなかった。下半期は、各ユニットにてヒヤリハット、事故報告を基に検証、分析する事が出来た。 ・令和2年度は月約50件

権利擁護・虐待防止の推進	《目標》 ①不適切ケア0%達成 ②身体拘束0%達成 《計画》 ① ・毎日のミーティング時(13:00～)該当するような事例がなかったか協議する。 ・グループホーム会議(毎月第4水曜日)の中で協議する。年に最低2回は研修会を実施 ② ・毎日のミーティング時(13:00～)該当するような事例がなかったか協議する。 ・グループホーム会議(毎月第4水曜日)の中で協議する。年に最低2回は研修会を実施	《不適切ケア取り組み状況》 ・不適切ケアについての会議、身体拘束廃止委員会にて毎月意見交換出来た。しかし、1月に1件不適切ケアがあり。すぐにユニットにて対応しGH会議内でも全職員にて協議した ・年間で1件不適切ケアの事例があった。
感染症対策	《目標》 ①BCPに沿って感染症対策訓練を毎月実施する。 《計画》 ① ・年間研修計画訓練を立て実施。(毎月第2、4木曜日実施。看護師も参加する) ・感染症防止、予防に対する年間研修を実施。(年に最低2回は実施する。) ・物品管理表を作成し、使用後は管理者、リーダーにて補充していく。	＜取り組み状況＞ ・令和2年度BCPの整備を行う。 ・必要物品の購入を行った。 ・ゾーニング訓練・ガウンテクニック訓練・食事提供訓練・排泄処理訓練を実施しマニュアル化する。毎月1回の訓練を行う ・感染予防の研修年2回を実施

地域と連携した災害対策体制の構築	《目標》 ①BCPに沿って災害訓練を実施 ②非常用発電機の月1回の作動訓練 《計画》 ① ・年間研修計画訓練を立て実施。 ・運営推進会議にて年に1回は、消防署立ち会いのもと地元消防団と合同訓練を行い、運営推進委員も参加していただく。 ② ・操作手順書に沿って毎月3週目に訓練を実施し全職員が操作できるようになる	《防災対策取り組み状況》 ・毎月の火災想定避難訓練・通報訓練を実施 ・3ヶ月に一回の災害訓練の実施 ・令和2年度設置動作確認を全職員で研修を行う。 ・緊急事態宣言下で消防署立ち合いは出来なかった
研修計画	《目標》 ① 法人研修にあわせて参加する。毎月第4水曜日のグループホーム会議内で研修会を実施する。 《計画》 ① ・研修会1週間前には起案書を作成し、全職員回覧する。(参加名簿作成) ・研修会に参加出来なかった職員は、後日動画研修や、議事録の確認をする	《人材育成取り組み状況》 ・法人研修毎月グループホーム会議での研修を行う。感染対策、センター方式、食中毒、身体拘束、危険予測トレーニング、認知症研修、虐待防止、事故発生・再発防止研修、身体拘束廃止、感染予防・蔓延予防、虐待防止 ・緊急対応、感染症対策研修行えたが、毎月計画が遅くなりバタバタなっていた
地域との交流・貢献	《目標》 ①地域の保育所との交流 《計画》 ① ・グループホームの行事の写真や手紙にて、保育園児とのやりとりが出来る。 ・野菜の収穫の写真や育てた花の写真を添えて利用者様に手紙を書いていただく。収穫した野菜や育てた花を一緒に贈れたらいい。やりとりが出来たらいいと思います。	《地域との交流取り組み状況》 ・保育園から芋ほりの芋を頂き利用者様にふかし芋で提供する。 ・コロナ渦にて地域の方々との交流やイベント等に参加出来なかった。主に、施設周辺の散歩や日光浴を実施。人混みを避けたドライブ等実施した。

施設管理	《目標》 ① ・自分達で出来るような修理、修繕は施設長に教わり、自分達で修理、修繕が出来る 《計画》 1、施設敷地、建物管理者（男性職員）が毎月1回の点検、日々の点検を行う。 2、老朽化、不具合の箇所があったら管理者へその都度報告し補修、修理をおこなっていく。外注する場合は、施設長、法人本部へ連絡する。	《施設管理取り組み状況》 ・不具合があった箇所の修理や修繕は行っていた。しかし、施設長が修理等を行っていた箇所等も多く見られた。 ・電気機器の不具合などは男性職員が確認を行い。電球の交換や電池の交換を行う。
------	--	---

(2) 令和3年度の稼働率目標

年間延べ満床（利用者）数	6570 人	
延べ年間入所者目標	6570 人	100%
予想 外泊・入院者数	65 人	1%
延べ実利用者数	6505 人	99%

☆ 第2グループホーム

(1) 令和3年度目標計画

	目標と目標達成計画	令和3年度；取り組み状況（参考）
自立支援型介護実現と利用者満足度向上	目標 1 稼働率を98%達成する 2 入院率2%達成する 3 利用者満足度120%達成する。 目標達成計画 1、医療連携にて利用者の健康状態を毎週月曜に報告する(1W分) 1、退所が決まったら、その後、5日以内に次の入所が出来る様に施設長確認後、必要手順にて満床を目指す。 2 入院の際は医師、家族と情報共有を行い、退院に向けて調整行う 2OHATを週2回実施し誤嚥性肺炎を防ぐ 3 センター方式 C-1(私の姿)、24Hの情報を基にケアプランに随時反映していく。	取り組み状況 ・24Hシートを基にしてケアプランへ反映させているが、部分的にしか反映できていなかった。 ・6ヶ月に1回の更新一部できているが、できていない部分もある
リスクマネジメント	目標 ヒヤリハットの重要性を全職員理解し、同じヒヤリハットでも提出する事で同じ事例であっても早期に対応でき、事故防止に繋がる、又、意識向上にも努めていく。提出件数も増加させていくようになる。 目標達成計画 1 ヒヤリハットの用紙を変更(簡素化)する(4月中) 2 ヒヤリハットの出勤時に各自で確認し確認印も押す。 3 月末に件数を安全対策委員会にて集計、周知する	取り組み状況 ・ヒヤリハットの件数が下半期に入り減って来ている。ミーティングの時にヒヤリハットの報告は実施出来ていた。 ・安全管理委員会で話し合った内容は、各職員に周知し回覧を実施出来た。 ・事故後の検証は出来ているが、シェルモデルは活用出来ていなかった。 ・急病時などの際の連携は実施出来ていた。

権利擁護・虐待防止の推進	目標 不適切ケアについて全体会議、ユニット会議で意見を交換し不適切ケア 0 件身体拘束 0 件を目指す。 目標達成計画 1 半期に一度「虐待の芽チェックリスト」にて全職員取り組む 2 毎月の会議の中で不適切ケア、グレイゾーンについても話し合いを行い、徹底していく 3 毎月数値化していく(件数確認) 4 認知症(2回)、虐待(1回)年間研修計画として計画する(4月中) 5 運営推進会議にて報告する 6 利用者の声を毎月集計し不適切ケアになる前に対応していく	取り組み状況 ・研修(認知症)は 1 月と 9 月に実施出来ている。又、当日、参加していない職員についても資料を配布し目を通すように指示行った。 ・安全対策会議での結果についてはユニット会議にて報告する事ができた。 ・利用者に対しての声の掛け方について、必要時にその都度、注意や指導行った。 ・運営推進会議の中でも身体拘束等適正化委員会の内容を報告しアドバイスや事例も頂いた。
感染症対策	目標 季節的に発生件数が高くなる感染症等を全職員が把握し対応出来るようになる。又、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、全員が統一した対応ができる様になる。 目標達成計画 1、年間研修計画として食中毒(6月)ノロ、インフル(11月)研修会実施していく 2 新型コロナについて各棟にて訓練(毎月)を実施していく 3 感染症BCPについては必要時又は、定期的に更新していく(法人連動)。	取り組み状況 ・感染症については年間研修計画の通り実施できた ・チェック表についてはコロナ禍において反対側の棟への行き来が制限されていた為、お互いにチェックが行えなかった。 ・コロナ発生時の対応についての動画は撮影し視聴してもらったが、その後の、感染症対策の訓練実施回数が少なかった

地域と連携した災害対策体制の構築	目標 有事の際に全員が統一した対応を実施出来るようになる又、近隣の方との連携を図り、利用者の安全を確保していく 目標達成計画 1 近隣の方の協力を得る為に、協力体制を整える(4月中) 1BCPの内容、更新(4、12月) 2BCPを活用した勉強会を実施する(6月) 3運営推進会議にて消防署と地元消防団との避難訓練実施(9月)	取り組み状況 ・自家発電の使用方法訓練について下半期は回数が少なかった。 ・コロナ禍において地域消防団との避難訓練は実施できていない ・BCPについては12月の見直し、余り出来なかった
研修計画	目標 人材育成として法人と連携しスキルアップに努めたい 目標達成計画 年間研修計画(法人全体も含む)を作成し各月の全体会時に各テーマごとに実施していく	取り組み状況 ・職員の異動あったが、利用者情報等のまとめができておらず、異動した職員への情報提供等が遅くなった ・業務分担表については10月の更新ができていない ・姿勢のルールの読み上げについては基本的には毎日行えたが、日によって実施できていない日があった
地域との交流・貢献	目標 コロナ禍においても地域と繋がる様に瀬川保育園とビデオレターのやり取りを行い、利用者方に楽しんで頂く 目標達成計画 1 瀬川保育園と今後の交流の行い方を話し合う(4月中)年間計画(保育所側) 2ビデオレターORリモートでの交流会を行い、利用者へ楽しんで頂く 3 高齢者安心安全アドバイザーは法人と連携しながら実施していく G-BAR-Bag作成し、近隣店舗に配布し使用して頂く	取り組み状況 ・ドライブについては、回数は少ないが実施出来ている。コロナ禍でもあり、人の少ない場所や車窓からのドライブを楽しんで頂いた ・天気等を考慮しながら、外底散歩実施した

(2) 目標稼働率

年間延べ満床（利用者）数	6570 人	
延べ年間入所者目標	6570 人	100%
予想 外泊・入院者数	65 人	1%
延べ実利用者数	6505 人	99%

3. 介護サービス目標

- (6) 利用者が日々意欲をもって穏やかに生活を過ごしていただけるように、必要な支援と介護を行う。
- (7) 認知症に対しての正しい理解と人権尊重を第一義とし、受容する事に努める。
- (8) 職員は、日々積極的に活動し、利用者の心身機能の維持、健康増進、障害の回復等を目標とし、利用者の意思に沿った「介護サービス計画」を作成し、自立支援に努める。
 - * 職員は、それぞれの職務において法人理念である「共助共援」「和」と「思いやり」の指標をもって、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、「生きがい」ある余生がおくれるようにしていただく。
 - * 終末ケア（看取りケア）を実践する場合は、「看取りに関する指針」に基づき、出来る限りの援助に努め、安らかな終末をむかえていただく。
 - * 職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の老人のよりよい介護サービスに努力する。
- (4) 身体的拘束等については、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 人権擁護、虐待防止に向けて、職員の知識の向上と環境の整備に努める。

4. 利用者へのサービス内容

(2) 日常生活面での配慮

(イ) 居室の整備

- * 個々のプライバシーを守る。
- * 利用者の私物・所持品を可能な限り認め、これを身近に置くことで、安心感を持って生活をしていただく。
- * 身近の整理整頓・臭気排除のため換気・通風等に留意する。

(ロ) 衣類

- * 常に清潔に、身綺麗にしていだけるよう配慮する。

- ＊ 利用者の要望に応じて選択出来るように、定期的に外部へ出かけ買い物を行う。
- ＊ 四季折々、衣替えの時期には家族にご協力を依頼し、面会を兼ねて、衣類の整理、衣裳ケースの整頓を利用者と一緒に行っていただく。

(ハ) 食事

- ＊ 利用者の健康保持のために、食事は重要な役割を持つ。カロリー、栄養のバランスを考慮した献立表をもとに、給食委員会にて更に検討を加え、四季折々の新鮮な野菜・果物・鮮魚等、季節にさきがけて供し食生活にうるおいを持たせ、また個々の症状に応じた特別食や郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらす等留意する。
- ＊ 行事食ではバイキングや模擬店等催し、お互いの「ふれあい」を一層深めていただく。
- ＊ 毎日の食事場所・環境の設定に変化を持たせ、楽しい食事が出来るように配慮する。

(ニ) 介護・介助

排せつ・食事・入浴・衣類の着脱・身辺整理・私物の管理・歩行等あらゆる生活面において、利用者の身体上・精神上の支えとなり、職員は自立支援に必要な専門的知識・技術を研修し、常に学びながら利用者と共に努力する。

(ホ) 災害対策

- ＊ 法人のBCP計画に沿った非常時災害訓練を実施する。
- ＊ 防災・防火設備の点検励行、月1回の避難訓練、年2回の総合訓練を実施すると共に、夜間における緊急出動訓練、並びに避難訓練や非常時業務遂行訓練を実施する。また、地元関係者との防災災害懇談会を設け、協力体制の確立を図る。
- ＊ 基準を上回る夜勤者2名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。
- ＊ 又、防犯対策についても訓練を実施し、利用者・職員の安全を図る。

(2) 保健医療

(イ) 保健衛生

- ＊ 利用者の健康状態の把握、環境整備、また介護時の手洗等の清潔動作に努める。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等に細心の注意を払う。
- ＊ 利用者および職員は、感染症マニュアルに基づき感染症予防に努める。
- ＊ 健康教室を年2回以上実施する。
- ＊ 職員の健康管理には充分留意する。
- ＊

(ロ) 疾病の治療

協力医院による定期往診（2週に1回）を行い、必要に応じ随時外来受信・往診を依頼し、状態によっては専門医への診療または入院もなされる。

(ハ) 医療連携体制

医療連携体制加算にもとづき看護師を配置する。毎週1回の状態観察を基に主治医

と連携して、患部治療・投薬・検査または利用者の個々の健康・衛生に関する支援等を行う。

(二) 機能回復訓練

医療残存機能の維持向上と認知症の維持緩和を図るために、日常生活基本的動作訓練（生活リハビリ）作業療法（エプロンたたみ、野菜の皮むき等）を行う。

(3) 趣味活動・レクリエーション

(イ) 「生きがい」対策として、各クラブ活動（書道・絵画、生花・手芸・カラオケ・雑巾縫いなど）および楽しいレクリエーション等の支援を行い、個々の趣味活動をひろげ（自由選択）積極的参加を呼びかける。

(ロ) 地域での諸行事等に大いに参加し、レクリエーション活動として郷里めぐり、ドライブを行い外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。

(ハ) 教養講座の一つとして、町内の5ヶ寺に月1回のご法話を依頼し、教養を深めていただく。

5. ホームの管理と生活環境の充実

(イ) 予算の適正な執行に努める。

(ロ) 利用者の財産管理、文書・諸帳簿の整理保管、建物・設備等の保守・点検・修理、改善に努め、明るい生活環境の維持充実を図る。

6. 職員の研修

(イ) 社会の動きや多様化するニーズに応えるよりよいケアの提供をめざし、職員の専門的知識の吸収、資質向上のために職員のスキルに合わせた総合的かつ体系的な研修を行う。

(ロ) 施設内における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。

(ハ) 同法人事業所間の交流(合同)研修及び人事異動を実施し、職務の活性化を促進する。また、外部講師を招いて研修を実施し、業務改善や更なる組織力向上を目指す。

(ニ) 介護サービス評価基準を用い、サービスの質の向上への取り組みを促進する。

年間研修計画

GH

月日	共通研修	管理者研修	介護支援専門員研修	GH研修
----	------	-------	-----------	------

4月		組織活性化コンサル		24Hシート
5月	接遇に関する研修	組織活性化コンサル	アセスメント研修	身体拘束廃止
6月	プライバシー保護に関する研修	組織活性化コンサル		感染症研修
7月	倫理及び法令遵守に関する研修	組織活性化コンサル	モニタリング研修	リスクマネジメント研修
8月	緊急対応に関する研修	組織活性化コンサル		認知症について
9月	事故発生時・再発防止	組織活性化コンサル	ケアマネジメント研修	虐待防止について (虐待の芽チェックリスト)
10月	感染症・食中毒予防及び蔓延防止に関する研修	組織活性化コンサル		事故発生再発防止研修
11月	身体拘束に関する研修	組織活性化コンサル	相談援助技術研修	身体拘束廃止
12月	非常災害時の対応に関する研修	組織活性化コンサル		感染予防 蔓延予防
1月	ターミナルケア・ケアマネジメント	組織活性化コンサル		認知症について
2月	高齢者虐待防止	組織活性化コンサル		虐待防止について
3月	介護予防・サービス評価	組織活性化コンサル		リスクマネジメント研修

年間研修計画

第2GH

月日	共通研修	管理者研修	介護支援専門員研修	第2GH研修
4月		組織活性化コンサル		ケアプラン24Hシート
5月	接遇に関する研修	組織活性化コンサル	アセスメント研修	ケアプラン (私の姿) 感染症研修 (食中毒)
6月	プライバシー保護に関する研修	組織活性化コンサル		災害
7月	倫理及び法令遵守に関する研修	組織活性化コンサル		身体拘束 離設
8月	緊急対応に関する研修	組織活性化コンサル	ケアマネジメント研修	リスクマネジメント
9月	事故発生時・再発防止	組織活性化コンサル		認知症 虐待
10月	感染症・食中毒予防及び蔓延防止に関する研修	組織活性化コンサル		緊急対応

1 1 月	身体拘束に関する研修	組織活性化コンサル	相談援助技術研修	感染症研修 (インフルエンザ等)
1 2 月	非常災害時の対応に関する研修	組織活性化コンサル		介護技術
1 月	ターミナルケア・ケアマネジメント	組織活性化コンサル		虐待認知症
2 月	高齢者虐待防止	組織活性化コンサル		身体拘束
3 月	介護予防・サービス評価	組織活性化コンサル		業務改善

7. 地域との連携

(イ) 地域密着型サービスとして～

施設を地域社会に解放し、様々な機会を通じて地域や地域住民との交流をはかり、その中で、利用者自身が社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

(ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために～

専門的機能を有する施設は地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解放してその機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

8. 運営推進会議

地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催し、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行う。

9. 年間行事計画

GH

年間を通した活動・行事			
・防災訓練(避難訓練)(毎月1回) ・地域と合同の防災訓練(9月予定) ・感染対策訓練(毎月1回) ・誕生会 ・夜間出動訓練(年2回) ・看護師指導にて緊急対応訓練(毎月1回)			
主な月別行事			
4 月	・花見 ・ドライブ ・茶話会	10 月	・おやつ作り(饅頭) ・コスモスドライブ ・西海橋ドライブ
5 月	・おやつ作り(ちまき) ・運営推進会議	11 月	・秋祭り ・おやつ作り

	・菖蒲湯 ・プランター菜園		・運営推進会議
6月	・おやつ作り ・あじさいドライブ	12月	・餅つき ・干し柿作り ・クリスマス会
7月	・スイカ割り ・七夕茶話会 ・運営推進会議	1月	・新年祝賀会 ・鬼火焚き ・鏡開き ・運営推進会議
8月	・おやつ作り(かき氷) ・夏祭り ・お墓参り	2月	・節分 ・おやつ作り ・運営推進会議
9月	・お月見 ・おやつ作り(おはぎ) ・敬老会 ・運営推進会議	3月	・ひな祭り ・おやつ作り ・お花見ドライブ

2GH

年間を通した活動・行事			
・防災訓練(避難訓練)(毎月1回) ・地域と合同の防災訓練(9月予定) ・感染対策訓練(毎月1回) ・誕生会			
主な月別行事			
4月	・花見 ・ドライブ ・茶話会	10月	・おやつ作り(饅頭) ・コスモスドライブ ・西海橋ドライブ
5月	・おやつ作り(ちまき) ・運営推進会議 ・菖蒲湯 ・G-BAR-BAG作り	11月	・秋祭り ・おやつ作り ・運営推進会議
6月	・おやつ作り ・あじさいドライブ	12月	・餅つき ・干し柿作り ・クリスマス会
7月	・スイカ割り ・七夕茶話会 ・運営推進会議 ・瀬川保育園交流会(リモートやビデオレター)	1月	・新年祝賀会 ・鬼火焚き ・鏡開き ・運営推進会議
8月	・おやつ作り(かき氷) ・夏祭り ・お墓参り	2月	・節分 ・おやつ作り ・運営推進会議
9月	・お月見 ・おやつ作り(おはぎ) ・敬老会 ・運営推進会議	3月	・ひな祭り ・おやつ作り ・お花見ドライブ

10. ボランティアの受け入れ

ボランティアの積極的受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに、施設の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

11. 家族への通信

利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で情報提供を行うとともに「ふるさとだより（年4回）」及び「グループホームだより（各事業所・毎月）」を発行している。又、ホームページ、ブログにて利用者の生活状況等を配信し、かつ家族と施設との連帯感を深める。

12. 家族会

利用者・家族・施設とのつながりを一層親密にするために、施設での諸行事への参加を呼びかける等、家族会の協力を求め、利用者の幸せのために共に努力する。

13. 苦情解決委員会

社会福祉法第82条にもとづく「苦情解決委員会」を設置する。

14. 事故防止委員会

介護サービスの提供による、事故を未然に防止する為、事故防止委員会を設置する。

15. 身体的拘束等適正化委員会

身体的拘束等の適正化を図る為、身体的拘束等適正化委員会を設置する。

16. グループホーム自己評価

グループホームサービス評価項目にもとづき年に1回、自己評価を実施する。

17. グループホーム外部評価

毎年、自己評価の内容を西海市や社会福祉協議会等の公正、中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議で報告し、サービス提供内容と利用者の生活環境の点検及び講評を受けた上、公表する。

令和3年度事業計画

(小規模多機能ホーム ふるさと)

1 小規模多機能ホームふるさと 援助目標

援助を必要とするご利用者が、住み慣れた自宅や地域でつながりのある人々とともに、在宅で暮らし続ける事が出来るように、ご利用者またその家族のさまざまなニーズを柔軟に組み合わせた援助を行い、地域に愛される事業所を目指す。

2 事業の目的

要介護・要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 運営方針

- 1 本事業所において提供する小規模多機能居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、その人らしく、地域の中で安心して在宅生活がおくれるように、常に利用者の立場でのサービスの提供に努めるとともに、個別に「小規模多機能居宅介護計画」を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 職員は、利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法等について、わかりやすく説明をする。
- 4 職員は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 職員は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 本事業所は、地域密着型サービスとして、併設の認知症対応型共同生活介護事業所と連携して、地域に根ざしたサービスを提供する。

4. 重点分野別取り組み方針

	令和3年度；目標と目標達成計画	令和2年度；取り組み状況（参考）
自立支援型介護実現と利用者満足度向上	【目標】 利用者満足度 120% 【達成計画】 ①ご利用者へのアセスメント（＝満足度調査）を2ヶ月に1回実施。⇒4月中に書式を作成。 ②ご家族や主治医へのアセスメントをモニタリング期間に1回実施。その結果を踏まえて担当者のモニタリング結果を介護支援専門員がとりまとめる。 ③①②それぞれの評価を担当者会議時に実施しケアプランに反映する。	【取り組み状況】 講習会プログラムの実施とケアプランへの反映も随時実施できており、管理者・介護支援専門員間で定着。 ご利用者の中には口腔ケアは自分できているという思いが強く、介入を拒否される方が多く、下半期はご利用者へ口腔ケアの重要性の周知徹底と職員の手先の介入を新たな目標として設定。 個別口腔ケアプログラムを作成し、統一したケアや指導、モニタリングを実施できている。 【課題】 実施結果・評価をデータ化し、口腔ケアの有効性をご利用者・ご家族にわかりやすく説明できるようにする。
リスクマネジメント	【目標】 事故 20%低減 【達成計画】 事故防止委員会の中で担当者・管理者を中心にヒヤリハット・事故報告書を、しっかりと評価し再発防止・情報共有に努めていく。 ①2ヶ月に1回、個別リスク評価を実施し、事故防止委員会の中で情報を共有。 ②介護支援専門員は、リスク評価の高いご利用者・ご家族へ評価結果を説明し、必要事項をケアプランへ反映 ③リスク評価に基づいたケアプランの支援内容を全職員で確実に実施。	【取り組み状況】 担当者により集計や分析が細かくされており、結果を職員全員で共有し、傾向や対策が見えてきたケースもあり有効に機能している。 【課題】 協議した結果、新たな福祉用具の選定や検討を実施したが、使い慣れた福祉用具の変更や新たな導入が円滑にいかない場合もあったので、慎重に検討していきたい。

権利擁護・虐待防止の推進	【目標】 不適切ケア 0%達成 身体拘束 0%達成 【達成計画】 ①不適切な言葉かけや支援に遭遇した職員は、出来る限りその場で注意する。直接伝える事が難しい場合は、管理者・リーダー・介護支援専門員に報告する。 ②毎月 1 回身体拘束等適正化委員会を開催し、不適切ケアの報告内容確認と協議。議事録は 3 日以内に作成し、委員会に参加していない職員は議事録に目を通しサインする。 ③法人内研修と事業所内研修を受講する。受講できなかった職員は、資料を必ず確認し、不明な点は管理者へ確認する。	【取り組み状況】 身体拘束等適正化委員会の中では管理者を中心に、事例があった場合は再発防止に向けた対策をとることができており、下半期の目標を「利用者の声」をもっと積極的にあげていくことと新たに設定し実施できていた。 【課題】 「利用者の声」も一部の職員に偏っており、全職員が拾い上げていきたい。
感染症対策	【目標】 ・運営基準順守した感染症対策の取組 ・新たな感染症対策の情報収集と情報共有の徹底 【達成計画】 ①法人本部・行政からの新たな感染対策に対する情報データ（文書・動画）の確認⇒チェック表を作成し確認 ②重要事項は管理者がミーティング・カンファレンス時に報告し、参加していない職員は議事録にて内容を確認する。 ③法人内研修と事業所内の感染対策研修を受講する。受講できなかった職員は、資料を必ず確認し、不明な点は管理者へ確認する。 ④感染対策訓練を月に 1 回実施し、その後訓練結果の評価をカンファレンスにてしっかりとおこなう。	【取り組み状況】 担当者を中心にチェック表を作成し、居室・施設内の環境美化に努め、中庭や外庭のガーデニングもご利用者と一緒に実施できており、ご利用者も喜ばれている。また、ご利用者の ADL の変化に応じた居室のレイアウト変更や環境整備も実施できていた。下半期はウイルス対策の空間づくりを目標とし、感染対策のゾーニング訓練も定期的の実施できた。 【課題】 コロナ禍の状況で、新たな情報や感染対策を取り入れながら、BCP の変更も柔軟に行っていく必要がある。

地域と連携した災害対策体制の構築	【目標】 運営基準順守した非常災害対策の検討とBCPの上書き 【達成計画】 ①担当者は法人内での防災会議・研修に必ず参加し、BCPの変更があった場合は3日以内に變更し、變更箇所を職員に伝える。 ②防災訓練は月に1回実施し、反復してBCPの確認を計画的に実施していく。 ③法人内で地域との連携のありかたを協議し、状況に応じて研修や訓練・会議を開催していく。	【取り組み状況】 担当者を中心に計画的に訓練を実施し、訓練の度に振り返りや改善点を検証し、次の訓練へと反映できていた。 【課題】 実際の停電時に出てきた課題等もあり、速やかに新たな方策を検討等、引き続き反復した訓練の必要性を感じた。
地域との交流・貢献	【目標】 コロナ禍における運営推進会議及び地域貢献の取組 運営推進会議をはじめ地域で開催される会議や交流において、新たな取り組みや地域貢献を検討していく 【達成計画】 ①運営推進会議が書面開催となる場合には、わかりやすい資料やQRコードの掲載等を検討。⇒HPの活用や動画の配信も ②法人本部と協働して、地域住民・事業者向けの「介護教室」「知恵袋」の配信⇒10月までに ③①②の達成状況を10月に評価し、今後の方向性を検討する。	【取り組み状況】 コロナ禍で運営推進会議も書面開催となっており地域との交流も難しい状況で、下半期は地域の事業所や各種団体に、ふるさと便りやパンフレット等を持参し情報の交流をはかる目標を變更し、毎月計画的に実施できた。 【課題】 コロナの影響が大きく、新たな手法や取組検討が必要。

5 介護サービス目標

- 1 利用者が日常生活を「生き生き、にこにこ」と暮らせるように必要な介護と安心感を持っていただくように援助する。
 - 2 利用者の正しい理解と、人権尊重を第一主義とし、受容する事に努める。
 - 3 職員は、日々積極的に「生き生き・きびきび」と活動し、利用者の心身機能の維持、機能回復等を目標とし、利用者・家族の意志に添った「介護計画」を作成し、利用者の日々の様態・希望を勘案し適時適切な援助に自立への援助を惜しまない。
- ＊ 職員は職務において「思いやり」と「共助共援」の心をもって、温かく利用者へ接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、「生きがい」

ある生活がおくれるようにする。

- * 職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人ひとりの利用者のよりよい介護サービスの提供に努める。
- 4 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。(利用者の生命又は身体を保護する為に緊急やむをえない場合を除く。平 13 老発 155)

6 利用者へのサービス内容

(1) 日常生活面での配慮

(イ) 食事

- * 利用者の健康保持のために、食事は重要な役割を持つ。管理栄養士のカロリー計算された栄養バランスを考慮した献立表をもとに、四季折々の新鮮な野菜・くだもの・鮮魚等、季節に感じた食事が出来るようにする。また、個々の状態に応じた特別食や郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらしたものを提供する。
- * 食事の場所・環境の設定にも変化を持たせ、楽しい食事が出来るように配慮する。
- * 食事時間は利用者の状況に合わせて、適時適温の食事を提供する。
- * 在宅での食事支援については、本人・家族の希望をうかがい、自宅のキッチンにて、その都度準備を行う。
- * 行事食では、併設する認知症対応型生活介護事業所や特別養護老人ホームと合同で行う機会を増やし、お互いに「ふれあい」を深める。

(ロ) 介護・介助

- * 通い・訪問時・泊りの全利用者に対して、排泄・食事・入浴・更衣・部屋の掃除や移乗・移動等生活面すべてにおいて、利用者の身体上精神上の支えとなり、自立支援に必要な専門的知識・技術で利用者の支援を行う。

(ハ) 災害対策

- * 防災・防火設備の点検励行、施設内での避難訓練等月 1 回は実施する。又、在宅訪問時はガス・電気設備等の点検を行い、火災等が起こらないよう確認する。
- * 夜間・深夜においては夜勤者 1 名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。また、併設する認知症対応型生活施設との連携協力体制を作り、有事の際には一致協力し安全に努める。
- * 地域住民の皆様への協力依頼として、関係各種団体等との防災懇談会を年 1 回、法人内全事業所で行う。

(2) 保健医療

(イ) 保健衛生

- * 利用者の健康状態の把握、環境整備、また介護時の手洗い等の清潔動作を遵守する。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等に細心の注意を払う。
- * 利用者及び職員は、感染症マニュアルに基づき感染予防に努める。
- * 健康教室を年2回実施する。
- * 職員の健康管理には充分留意する。

(ロ) 疾病の治療

- * 必要に応じて随時外来受診・往診の依頼をかかりつけ医へ行い、看護師より状態報告を行う。また状態によっては専門医への診察、協力病院への入院も実施する。

(ハ) 機能回復訓練

心身の機能維持向上のために、日常生活動作訓練（生活リハビリ）、作業療法（指先を使った作業等、野菜の皮むき、洗濯物たたみ等）を実施し、希望に応じて、電気治療器・ウォーターベッドを使って痛みの緩和を図る。

(3) 趣味・レクリエーション活動

- (イ) 利用者の「生きがい」対策として、地域の特性や利用者の生活環境・趣向に応じたレクリエーション、行事、園芸など多様な活動を支援する。
- (ロ) 郷里めぐりやドライブ、買物等の外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。また地域で行われる諸行事等への参加も積極的に行う。

7 施設管理と生活環境の充実

(イ) 予算の適切な執行に努める

- (ロ) 利用者への文書、諸帳簿の整理保管、建物、設備等の保守、点検、修理改善に努め、明るい生活環境の充実を図る。

8 職員研修

- (イ) 社会の動き、多様なニーズに応えるよりよいケアの提供を目指し、職員の専門的知識の吸収、資質向上のために職員のスキルに合わせた総合的かつ体系的な研修を実施する。
 - (ロ) 事業所における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得へ向けての努力・他施設の見学等により見聞を広め、豊かな知識を身につけ教養を深める。
 - (ハ) 職務のマネリ化を防ぐ意味において、同法人内事業所での人事異動を実施し、常に新鮮な職場であるように心がける。
- (ニ) 介護サービス評価基準を用い、サービスの質の向上への取り組みを促進する。

令和3年度 小規模多機能ホームふるさと個別研修計画

【実施時期・内容】

開催月	事業所・法人研修	管理者・リーダー研修	介護支援専門員研修
4月	★介護保険制度について	組織活性化コンサル	資格更新研修等を随時受講
5月	接遇マナー 認知症ケア	組織活性化コンサル 組織の役割と責任のあり方	アセスメント
6月	プライバシー保護 ★リスク評価①	組織活性化コンサル	
7月	防災教育：夜間出動訓練	組織活性化コンサル	モニタリング
8月	倫理・法令順守 ★認知症ケア	組織活性化コンサル	
9月	事故発生・再発防止	組織活性化コンサル 事業計画	成年後見制度
10月	感染症・食中毒 ★サービス評価について①	組織活性化コンサル	
11月	身体拘束防止 ★サービス評価について②	組織活性化コンサル	ケアプラン作成
12月	非常災害時の対応 ★リスク評価②	組織活性化コンサル	
1月	ターミナルケア ★ケアマネジメント	組織活性化コンサル 多職種連携	
2月	高齢者虐待防止	組織活性化コンサル	
3月	介護予防 ★サービス評価について③	組織活性化コンサル 実地指導	

* ★は事業所内研修、

* その他、資格・役職・経験年数に応じた外部研修への参加

9 地域との連携

(イ) 地域密着型サービスとして

事業所を地域へ開放し、様々な機会を通じて、地域や地域住民との交流を図り、その中で利用者自身が社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

(ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために

専門的機能を有する事業所は、地域社会の大切な福祉資源であり、これを地域に広く開放して、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各

種団体等との連携を取りながら、各地域住民との交流を深め、地域に出向いての出前講座の実施やニーズ充足に貢献する。

10 運営推進会議

地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催し、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行う。

11 年間行事計画

年間を通した活動・行事			
・ 防災訓練（避難訓練・夜間出動訓練）（毎月 1 回） ・ 感染対策訓練（毎月 1 回） ・ 脳トレーニング（毎月 1 回） ・ 誕生会（誕生月）			
主な月別行事（上記月例行事を除く）			
4 月	・ 花見ドライブ ・ セルフリハビリ表彰式 ・ おやつ作り（よもぎ餅） ・ 茶話会	10 月	・ おやつ作り（饅頭） ・ コスモスドライブ ・ 西海橋ドライブ
5 月	・ おやつ作り（ちまき） ・ ドライブ（大島・崎戸） ・ 運営推進会議	11 月	・ もみじ祭り ・ おやつ作り（たこ焼き） ・ 運営推進会議
6 月	・ おやつ作り（じゃが芋団子） ・ あじさいドライブ ・ ゲーム大会 ・ おやつ作り（たこ焼き）	12 月	・ 餅つき ・ 干し柿作り ・ クリスマスケーキ作り ・ 全体レクリエーション
7 月	・ スイカ割り ・ おやつ作り（クッキー） ・ 運営推進会議	1 月	・ 新年祝賀会 ・ 鬼火焚き ・ 鏡開き（ぜんざい） ・ 運営推進会議
8 月	・ かき氷会 ・ おやつ作り（ぼた餅） ・ サポセン夏祭り	2 月	・ 節分豆まき ・ 茶話会 ・ 雛段飾り ・ おやつ作り（梅が枝餅） ・ 全体レクリエーション ・ 運営推進会議
9 月	・ 十五夜ぜんざい会 ・ おやつ作り（おはぎ作り） ・ 敬老会 ・ 運営推進会議	3 月	・ ひな祭り ・ お花見御膳 ・ おやつ作り（おはぎ） ・ お花見ドライブ

12 ボランティアの受け入れ

ボランティアの積極的な受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに、事業所の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

13 家族への通信

利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で情報提供を行うとともに、法人事業所で発行している「ふるさとだより」やホームページ内のブログにて、事業所内での生活状況等を周知し、かつ家族と事業所との連帯感を深める。

14 苦情解決委員会

社会福祉法第 82 条にもとづく「苦情解決委員会」を設置する。

15 事故防止委員会

介護サービスの提供による、事故を未然に防止するため、事故防止委員会を設置する。

16 小規模多機能居宅介護サービス評価

自己評価…小規模多機能居宅評価項目に基づき年に 1 回、自己評価を実施する。

外部評価…自己評価の内容を西海市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議で報告し、サービス提供内容と利用者の生活環境の点検及び講評を受けた上、公表する。